

## 上尾市建築工事における「週休2日制適用工事」試行要領

### 1 目的

建設業における週休2日の実現は、就業者の職場環境の改善や社会資本を支える担い手確保の観点から重要である。よって、建設現場における将来にわたる週休2日の定着に向けて、「週休2日制適用工事」を試行する。

本要領は、上尾市が発注する建築工事において、[週休2日制適用工事（以下「適用工事」という。）]を試行するために必要となる事項を定めるものである。

### 2 用語の定義

#### (1) 建築工事

この要領において「建築工事」とは、公共建築工事積算基準（国土交通省）または埼玉県建築工事積算基準等を適用する工事をいう。

#### (2) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

#### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

#### (4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

#### (5) 対象期間

現場施工着手日から現場施工完了日までの期間をいう。ただし、7日に満たない最終週は対象期間から除く。なお、年末年始、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含み、そのうち休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所の日としてカウントするものとする。

#### (6) 現場施工着手日

現場測量、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等実際の工事のための準備工事等により、現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

#### (7) 現場施工完了日

後片付けや清掃を除いた現場作業が完了した日をいう。

#### (8) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

### 3 現場閉所（現場休息）の取扱い

#### （1）現場閉所（現場休息）とする日

原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所（現場休息）の日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

#### （2）天候不良等による振替

降雨、降雪等の天候の影響その他発注者がやむを得ないと認める予定外の現場閉所は、現場閉所（現場休息）の日に含めることができるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

また、地元対応等で、やむを得ず予定していた現場閉所（現場休息）の日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の現場閉所（現場休息）の日を設定するものとする。

### 4 対象とする工事

適用工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし、以下の工事は適用工事としないことも可能とする。

- ・ 竣工時期や作業時間（学校の休暇期間等）に制約が大きい工事
- ・ 緊急を要する工事【災害復旧工事（緊急随契となる工事）、応急工事等】
- ・ 単価契約方式による工事
- ・ 対象期間が1週間未満の工事
- ・ 上記以外の理由により週休2日の実施が困難な工事

### 5 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

#### ① 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

#### ② 受注者希望型

受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

### 6 適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、達成状況による工期末における変更手続きに要する期間を考慮すること。

契約工期の変更理由が、以下に示す受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行う。

- ・ 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた
- ・ 降雨、降雪等の天候の影響により、作業不稼働日が多く発生した

- ・ 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた
- ・ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた
- ・ その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた

## 7 事前協議

受注者は、5②受注者希望型の場合、契約後速やかに「適用工事」の実施の意向について、発注者と協議を行い、「週休2日制適用工事実施届（様式1）」を提出し、実施の有無を決定する。

## 8 積算方法等

### (1) 補正方法

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望型においては、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むものとする。

適用工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費〔予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費〕を補正する。

	現場閉所（現場休息）の状況	補正係数
①	4週8休以上 （現場閉所（現場休息）率28.5%（8日／28日）以上）	1.05
②	4週7休以上4週8休未満 （現場閉所（現場休息）率25%（7日／28日）以上28.5%未満）	1.03
③	4週6休以上4週7休未満 （現場閉所（現場休息）率21.4%（6日／28日）以上25%未満）	1.01

### (2) 積算及び変更方法

#### ① 発注者指定型

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。その際、4週6休以上であっても、(1)②及び③の補正は考慮しない。

#### ② 受注者希望型

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所（現場休息）の状況を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を(1)②又は③に変更

して工事費を積算し、請負代金額を変更する。また、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

【減額変更の計算方式】（すべて税抜き価格で計算する。）

減額変更後の請負契約額

＝当初請負契約額×（達成状況に応じた補正係数の設計価格/8積算方法等（1）①による補正係数の設計価格）

## 9 対象工事である旨等の明示

発注者は、適用工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告、告示文書等及び特記仕様書に発注方式を明示する。

## 10 現場閉所（現場休息）の確認方法等

### （1）現場閉所（現場休息）の確認方法

#### ① 現場施工着手前

- ・受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
- ・受注者は、現場施工着手日から28日分の「休日取得計画書（様式2）」を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「休日取得計画書（様式2）」を作成する。
- ・受注者は、対象期間中、「適用工事」である旨を明示するため、別紙2記載例の内容を基本とし、公衆の見やすい場所に掲示する。

#### ② 現場施工着手後

- ・受注者は、翌28日分の「休日取得計画書（様式2）」を対象期間初日の7日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受け、7日に満たない最終週は原則対象期間から除く。
- ・28日間終了後、「休日取得実績書（様式3）」を7日間の内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受ける。
- ・休日取得計画書の変更を行う場合には、事前に発注者へ連絡し承認を受ける。連絡時に振替日が未定の場合においては、振替日の報告は、後日でも可とし、

決定次第速やかに発注者に報告する。

- ・発注者は、現場閉所（現場休息）の日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には速やかな対応に努める。
- ・受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

③ 現場施工完了後

- ・受注者は、現場施工完了日以降3日以内かつ工事完成通知書提出予定日の21日前までに、対象期間全ての「休日取得実績書（様式3）」及び「休日取得実績書【集計表（様式3-2）】」を提出するとともに、現場閉所（現場休息）を確認できる資料（作業日報や出勤簿等）を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。
- ・発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況に応じ、8に定める経費について必要となる精算変更の契約を行う。ただし、提出期限後において、発注者の提出の求めに応じず、休日取得実績書等の提出がなかった場合には、適用工事を履行できなかったものとして扱う。

④ その他留意事項

- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

1.1 アンケート調査

受注者は、発注者からの指示があった場合において、工事完成通知日の翌日から14日以内に、別に定めるアンケート調査に回答するものとし、下請負人にも回答するよう指示するものとする。

1.2 工事成績評価における評価

発注者は、受注者が4週8休以上の現場閉所（現場休息）を達成した場合に限り、工事成績評価にある「2 施工状況 II 工程管理」及び「5 創意工夫」で評価する。

4週8休以上の現場閉所（現場休息）が確認された場合、「5 創意工夫」での加点評価は1点とする。ただし、達成できなかった場合においても、減点はしない。

1.3 発注者による調査

発注者は、適用工事の実施や提出書類等の内容に疑義が生じた場合等において、受注者に対し、事情の聴取その他の必要な調査を行うことができるものとし、受注者は、これに協力する。

1.4 不適切な適用工事実施に対する措置

受注者がこの要領の趣旨に反する行為等を行い、かつ、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）第3条第1項の規定に該当すると認めるときは、同項に規定する入札参加停止の措置を行うものとする。

15 その他

その他必要な事項は別に定める。

附則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 別紙 1

(入札公告等及び特記仕様書への「週休2日制適用工事」である旨の明示)

### <入札公告等>

入札対象工事

その他

本工事は、上尾市（建築工事）「週休2日制適用工事（※型）」の試行対象工事である。

※発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入

### <特記仕様書>

週休2日制適用工事

本工事は、上尾市（建築工事）「週休2日制適用工事（※型）」の試行対象工事である。

工事の実施は、上尾市建築工事における「週休2日制適用工事」試行要領によるものとする。試行要領は、上尾市役所ホームページで確認のこと。

上尾市役所ホームページ

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/〇〇.html>

※発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入

## 別紙2

(現場での「週休2日制適用工事」である旨の明示)

### 週休2日制適用工事

この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。

工事名	〇〇〇〇工事 ※
発注者	上尾市
受注者	〇〇建設(株)

※工事場所において、別の掲示物で工事名の記載があり、当該工事であることが判別できる場合は、本掲示上で工事名の記載を要しない。